求職者支援訓練申請に関するチェックリスト（eラーニングコース）

このたびは求職者支援訓練の申請を検討いただき、誠にありがとうございます。

基本的な要件に該当しているかチェックリストにより確認をお願いいたします。

確認できましたら、入力済みのチェックリストを

Chiba-vcq@jeed.go.jp

あて送信いただきますようお願いいたします。

折り返しこちらからご連絡いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 法人名 |  |
| フリガナ |  |
| 所属・担当者 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 申請予定分野 |  |
| 予定訓練期間 | か月 |
| 予定定員 | 　人 |
| 申請希望時期 | 　月開講以降 |
| 訓練施設の住所 |  |

当チェックリストについては、通所の発生しないeラーニングコースを前提として作成しております。通所が発生するコースにおいては、事務室、教室等の設置も必要になりますので、支部職員あて別途ご相談ください。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 訓練実績 | １ | 認定を受けようとする求職者支援訓練について、訓練開始日からさかのぼって３年間に、社外・一般の方を対象とした職業訓練（就業に必要な技能や知識）を適切に行った実績がある。（例：有料訓練／他の都道府県における求職者支援訓練／委託訓練／その他）（社内研修は対象外） |[ ] [ ] [ ]
|  |  | 該当する場合は訓練期間・時間・内容を入力→　　　か月・　　　時間内容　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※訓練実績においては、申請を検討する訓練の７割以上の期間・時間を確保している事が必要。 |  |  |  |
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| 運営拠点 | ２ | 千葉県内に、訓練実施施設（運営拠点）を確保している。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ３ | 個人情報の保護のため、施錠できる書庫がある、または事務室の入口が施錠できる。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ４ | 求職者支援訓練に係る郵送物の受取体制が整っている(郵便の転送サービス等を利用していない)。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ５ | 機構職員２名が入室可能かつ書類を確認するスペースを確保している。※個人情報が漏洩する恐れのある場所は認められない。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ６ | 通所の方法による訓練を一切設定しないコースを検討している場合、教室の確保は不要。※「設定する」場合のみ、No.７を参照。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ７ | 訓練実施施設（教室、事務室、トイレ等）が適切に確保されている。 |[ ] [ ] [ ]
| LMS | ８ | ログイン・ログアウト機能を設け、なりすまし等の不正防止対策を講じている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ９ | 受講者の訓練受講時間（教材にアクセスしていた時間（受講開始時刻及び受講終了時刻））及びアクセスした教材を暦日ごとに記録・管理できる。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １０ | 習得度確認テストの実施状況と成績を記録・管理できる。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １１ | 受講者がアクセスできるコンテンツを管理できる。（受講の日が属する週より先の内容にアクセスできないよう設定ができる。） |[ ] [ ] [ ]
| 教材 | １２ | 通所及び通信（オンライン型）の訓練と同様の効果が得られる映像教材で構成されている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １３ | 教科書をただ読み上げるだけで構成された教材ではなく、理解を促す工夫がされている。問題は説明や解説を含むものとなっている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １４ | 外部動画サイト（不特定多数の者が自由に見られる無料の動画サイト等）を使用していない。 |[ ] [ ] [ ]
| 人員配置 | １５ | 問い合わせ等に常時対応する者として、事務担当者を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １６ | キャリアコンサルタント資格を持つキャリアコンサルティング担当者を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １７ | 週に一度対面指導を実施する講師を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １８ | 対面指導を含み、講師は担当する科目についての業務経験、指導経験がある者を配置する。 |[ ] [ ] [ ]
|  | １９ | 訓練施設責任者、就職支援責任者、講師又は事務担当者のいずれかが職業訓練サービスガイドライン研修を受講しており、有効期間内である。※いずれの役職も申請者との直接雇用関係が必要。 |[ ] [ ] [ ]
|  | Ｎｏ． | 内容 | 該当する | 該当しない | わからない |
| その他 | ２０ | 求職者支援訓練は、主に雇用保険を受給できない特定求職者の方が対象であることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ２１ | 求職者支援訓練では、修了者の雇用保険適用就職率が基準を複数回下回ると申請が一定期間できなくなる場合があることを知っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ２２ | 受講者へソフトウェアを自己負担でインストールさせる場合、留意事項に要件があることを確認した。※体験版ソフトの使用は認められない。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ２３ | 租税の納付を適切に行っている。 |[ ] [ ] [ ]
|  | ２４ | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っていない。 |[ ] [ ] [ ]

このチェックリストに記載があるのは認定要件のうち主な項目であり、他にも要件がございます。

開講月ごとに定員の上限が設定されるため、申請が多数あった場合はすべての基準を満たしていても認定されないことがあります。